



税金・年金

市税



【課税・納税関係】本庁税務課

【証明関係】本庁税務課・各支所市民窓口課

市民税

個人にかかる市民税は均等割と所得割があり、毎年1月1日現在飯塚市に住所がある人で前年にある一定額以上の所得があった人に課税されます。また、市内に住所がなくても、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有する人には均等割が課税されます。

なお、県民税及び森林環境税(国税)は、市民税と合わせて課税されることになっています。

※令和6年度から、森林の整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税(国税)の課税が始まりました。

均等割と所得割

均等割／市民税3,000円
県民税1,500円
森林環境税／ 1,000円
合計 5,500円

所得割／前年中の所得に応じて課税されます。

市民税(個人)の申告

毎年1月1日現在の住所地の市町村長に対し、同年3月15日までに申告をしてください。ただし、所得税の申告をした人、給与所得のみで年末調整をした人、公的年金収入のみで一定金額以下の扶養親族がいない人などは申告をする必要はありません。なお、所得のない人でも、各種証明や福祉サービスなどの手続きで支障をきたす場合がありますので申告をお願いします。

法人市民税

法人の市民税は、事業所・事務所などにかかる税金で、均等割と法人税割があり、均等割は資本金と従業員の数により、法人税割は法人税額により課税されます。

個人住民税の納期

徴収方法によって異なり、納期は以下の通りです。

納付方法	納付時期
納付書又は 口座振替による納付 【普通徴収】	6月・8月・10月・12月の年4回
給与からの天引き 【特別徴収】	6月から翌年5月までの12ヶ月
年金からの天引き 【特別徴収】	＊新規の場合＊ 6月・8月の普通徴収分と、10月・12月・翌年2月の年金から特別徴収分の年5回 ＊継続の場合＊ 年6回の年金から特別徴収

市県民税の減免

次のような場合は、申請によって減免されることがあります。

- ・災害を受けた人
- ・生活保護を受給している人
- ・所得が著しく減少した人
- ・障がい者手帳の交付を受けた人 など

※減免の対象となる要件については、税務課市民税係までお問い合わせください。

(以下は広告スペースです)

こんな登記!

土地家屋調査士の出番です!

- ・境界や面積を知りたいとき
- ・分割したいとき
- ・現況(地目)が変わったとき
- ・数個の地番をひとつにまとめたいとき
- ・お隣に境界の立会いを求められたとき
- ・お隣との境界トラブルを解決したいとき

土地

- ・新築したとき
- ・増築したとき
- ・取り壊したとき

建物

ADR認定土地家屋調査士 友野 博昭
土地家屋調査士 芳中 奏文
ADR認定土地家屋調査士 鮫島 清

あかね合同土地家屋調査士事務所

嘉麻市山野 2055 番地 69 TEL:0948-20-5157
FAX:0948-43-8233



固定資産税

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

固定資産税の対象となるもの

土地

田、畑、宅地、雑種地、
池沼、山林、牧場、
原野など



家屋

住家、店舗、工場、倉庫、
その他の建物



償却資産

土地、家屋以外の事業のために用いる
構築物、機械、車両運搬具、器具、備品な
どの事業用資産

※償却資産を所有している人は、毎年1月31日までに申告をお願いします。

固定資産税の税率

固定資産税の税率は1.4%です。固定資産の課税標準額に税率を乗じたものが税額となります。

税額＝課税標準額×1.4%

固定資産税の納期

納期は5月、7月、9月、11月の年4回です。

固定資産税の減免

次のような場合は、申請によって減免されることがあります。

- ・貧困などの理由により、公私の扶助を受けている人
- ・災害などにより、固定資産に著しく損害を受けた人
- ・公益のために直接使用される固定資産（有料で使用するものを除く）

軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕用）・二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

主な軽自動車税の税額

区分			年税額
原動機付自転車	2輪	50cc以下	2,000円
		特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）	
		50cc超90cc以下	
		90cc超125cc以下	
	3輪以上（20ccを超えるもの）		3,700円
軽自動車	2輪（側車付を含む） （125cc超250cc以下）		3,600円

区分					年税額
軽自動車	3輪のもの (660cc以下)	最初の新規検査日が平成27年3月31日以前			3,100円
		最初の新規検査日が平成27年4月1日以降			3,900円
		最初の新規検査日から13年経過			4,600円
	4輪以上のもの (660cc以下)	最初の新規検査日が平成27年3月31日以前	乗用	営業用	5,500円
				自家用	7,200円
		貨物用	営業用	3,000円	
				自家用	4,000円
		最初の新規検査日が平成27年4月1日以降	乗用	営業用	6,900円
				自家用	10,800円
		貨物用	営業用	3,800円	
				自家用	5,000円
		最初の新規検査日から13年経過	乗用	営業用	8,200円
				自家用	12,900円
		貨物用	営業用	4,500円	
				自家用	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用				2,400円
	その他				5,900円
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの				6,000円

軽自動車税の減免

身体または精神に障がいがあり、歩行が困難な人が使用する軽自動車などで、必要と認められる場合は、1台にかぎり軽自動車税が減免されます。（すでに普通自動車税で減免されている場合は対象となりません。）

※受付期間は当該年度の納税通知書発送後から納期限までです。

軽自動車税の課税免除（現年度分にかぎる）

中古自動車販売業者などの人が納税義務者として所有している軽自動車などについては、下記の資格基準を満たしている場合、課税免除の対象となります。

- 1) その所有する軽自動車などすべてについて、税を滞納していないこと。
- 2) 商品であって使用しない軽自動車などであること。
- 3) 免除を受けようとする課税年度の前年度の4月2日以降の取得に係る軽自動車などであること。

※受付期間は、当該年度の4月上旬から4月30日までです。

軽自動車税の納期

軽自動車税の納期は5月です。

市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明や閲覧事項は、原則として納税義務者、固定資産の所有者などの承諾がなければ、証明書の交付や課税台帳の閲覧をすることができません。

申請ができる人と持参するもの

▶ 本人

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、資格確認書など公的機関の発行したもので有効期限内のもの)

▶ 代理人によって申請する場合

● 個人の場合

本人が署名、押印した委任状と代理人の本人確認書類

● 法人の場合

・ 代表者が申請する場合

本人確認書類と登記してある会社印

・ 代表者以外の人が申請する場合

その法人の代表者からの委任状と代理人の本人確認書類

※委任状に押印する印鑑は、登記してある会社印になります。

主な税務証明及び手数料額

種類	証明の内容	手数料
所得証明	総所得金額	1件 300円
納税証明	市税等の納付額	1件 300円
評価証明	土地・家屋の地番、面積、地目、所有者、評価額など	1件 300円
公課証明	土地・家屋の地番、面積、地目、所有者、課税標準額、税相当額など	1件 300円
閲 覧	固定資産課税台帳	1件 300円
	字図(地番図)	(写し含む)
	航空写真図	1件 500円

※コンビニでの証明交付には、マイナンバーカードが必要です。

▶ □座振替による納付

市税及び各種料金の支払いは、□座振替が便利です。納期ごとに指定の□座より引落しができます。

※市税の領収書(□座振替済通知書)は、軽自動車税を6月中旬、固定資産税を12月中旬、市県民税と国民健康保険税を1月中旬に発送します。

□座振替ができる市税等

市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、学校給食費、保育料(副食費)、幼稚園副食費・預かり保育料、児童クラブ利用料、土地等占有(使用)料

□座振替ができる金融機関

福岡銀行、飯塚信用金庫、西日本シティ銀行、九州労働金庫、ゆうちょ銀行、福岡県信用組合、福岡嘉穂農業協同組合、福岡ひびき信用金庫、横浜幸銀信用組合、福岡中央銀行、十八親和銀行、北九州銀行

手続場所

本庁税務課、医療保険課、各科目取扱窓口、各支所市民窓口課、飯塚市内金融機関

□座振替申請に必要なもの

1) □座振替依頼書・自動払込利用申込書

2) 通帳届出印

3) 通帳など(金融機関・支店・□座名義人・□座番号が分かるもの)

▶ 通帳届出印が不要で□座振替登録ができます(ペイジー□座振替登録)

キャッシュカードのみで、□座振替の登録ができます。

ペイジー□座振替登録が可能な金融機関

福岡銀行、飯塚信用金庫、西日本シティ銀行、九州労働金庫、ゆうちょ銀行、福岡嘉穂農業協同組合

ペイジー□座振替登録が可能な市税等

市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、学校給食費、保育料(副食費)、幼稚園副食費・預かり保育料、児童クラブ利用料

手続場所

本庁税務課、医療保険課、各科目取扱窓口、各支所市民窓口課

※手続時に暗証番号の入力が必要です。

▶ Web□座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンからインターネット経由で、□座振替のお申込みができます。

Web□座振替受付サービス取扱金融機関

福岡銀行、西日本シティ銀行、十八親和銀行、北九州銀行、福岡嘉穂農業協同組合、ゆうちょ銀行(令和7年8月以降開始予定)

利用できる税目

市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料、学校給食費、保育料(副食費)、幼稚園副食費・預かり保育料、児童クラブ利用料、土地等占有料

手続きはこちらから



▶ 納付書による窓口納付

飯塚市役所(支所含む)の窓口、金融機関の窓口、全国のコンビニエンスストアで納付できます。

期別の間違いにご注意の上、納付してください。

納付した際の領収証書は5年間大切に保管してください。

コンビニで納付できる市税等

市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、学校給食費、保育料(副食費)、幼稚園副食費・預かり保育料、児童クラブ利用料

○コンビニで納付できる納付書は、スマートフォンのアプリ(PayPay請求書払い、PayB)を使用して、納付書に印刷されたバーコードを読み込ませることで納付することができます。

- ・この方法による納付では、領収書が出ません。領収書が必要なときは、他の納付方法で納付してください。
- ・納付に使用した納付書は、納付日を書き込むなどして、重複払いを防止しましょう。

コンビニで納付できない納付書

- ・取扱期限を過ぎているもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・バーコードが印字されていないもの
- ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- ・金額が訂正してあるもの

▶ 地方税お支払サイトによる納付(eL-QRが印刷された納付書が必要です)

eL-QRのある納付書は、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」でのキャッシュレス納付(クレジットカードやスマホアプリ等)やeL-QRに対応した全国の金融機関で納付できます。

地方税の納付はeL-QRで簡単キャッシュレス
詳細はこちら→



地方税お支払サイトで納付できる市税

市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税

※eL-QRが印刷されたものが対象となります。

国民健康保険税 問【課税関係】本庁医療保険課・各支所市民窓口課 【納税関係】本庁税務課

▶ 国民健康保険税

国民健康保険税(以下「国保税」という。)は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費に充てるための大切な財源になります。必ず納期までに納めてください。

なお、職場の健康保険加入者とその扶養家族や、後期高齢者医療保険に加入している人、生活保護を受けている人以外は国民健康保険(以下「国保」という。)に加入しなければなりません。

また、国保税は加入手続きを行った月からではなく、国保の資格が発生した月から計算します。加入の事由(飯塚市への転入や社会保険の資格喪失など)が生じたときは14日以内に手続きをしてください。

税率・税額

- ・所得割…所得に応じた額
- ・均等割…一人あたりの額
- ・平等割…世帯あたりの額

	医療保険分	後期高齢者 支援分	介護保険分 (40歳～64歳の人のみ)
所得割	6.8%	2.8%	2.6%
均等割	21,000円	8,100円	9,100円
平等割	23,000円	8,800円	6,700円
限度額	66万円	26万円	17万円

(2025年度)

国保税の軽減

所得の少ない世帯については均等割(一人あたりの額)と平等割(世帯あたりの額)を軽減する制度があります。

ただし、世帯内の国保加入者の中に所得の申告をしていない人がいますと、軽減することができませんので毎年必ず所得の申告をしてください。

※所得がない場合も、所得がないという申告が必要です。

国外から転入された人は、加入手続きの際に「国民健康保険税簡易申告書」の記入をお願いします。国外での収入は日本では課税対象となりませんのでご注意ください。

また、倒産・解雇・雇止めなどにより離職をされた方で、失業等給付を受ける方については軽減制度があります。窓口でご相談ください。

国保税の減免

被災したり、廃業などにより所得が激減した場合は、国保税を減免する制度があります。減免の要件は次のとおりです。

- ・災害による減免
- ・所得の激減による減免
- ・給付制限の場合の減免(収監の場合の減免)
- ・債務返済のための不動産の譲渡の場合の減免

また、社会保険の被保険者だった人が75歳になり、後期高齢者医療制度に加入することでその被扶養者(65～74歳)だった人が国保に加入する場合は、申請していただくと、資格取得日の属する月から2年を経過するまでの間、均等割(一人あたりの額)が半額に、国保に加入している人が同一世帯内に一人になる場合には、平等割(世帯あたりの額)も半額になります。さらに、当面の間、所得割は免除されます。

国保税の支払方法と納期

国保税の支払方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2種類あります。

特別徴収とは、年金を受け取る度に(年6回)国保税を年金から直接お支払いいただく方法です。対象者は、世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であることや年金の年額が18万円以上であること、国保税と介護保険料を合わせた額が年金受給額の半分以上を超えないことなど一定の条件を満たす人です。

普通徴収とは、6月から3月までの年10回、納付書が口座振替でお支払いいただく方法です。(普通徴収は、原則、口座振替となっております。)

特別徴収でのお支払いの人は、飯塚市に申し出をしていただくことにより、口座振替を条件に特別徴収から普通徴収へ支払方法を変更することができます。

納税義務者は世帯主

国保税の納付書は、世帯主あてに送られます。世帯主自身が社会保険などに加入していて国保の加入者でなくても、世帯主には納期限内に国保税を納める義務があります。

国民年金

問 本庁医療保険課・各支所市民窓口課

国内に住所がある20歳以上、60歳未満のすべての人は国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者(被保険者)は、職業などによって次のように分けられます。
※いずれの手続でも、窓口に来られた方の本人確認書類の提示が必要です。

加入者の種類

種別	対象者	加入の手続き	保険料
第1号被保険者	自営業・農林漁業・学生・無職の人など	市役所に届け出ます。	加入者が個別に納めます。
第2号被保険者	会社員、公務員など厚生年金保険や共済組合の被用者年金制度に加入している人	勤務先の会社が行います。	給料から天引きされ、加入年金制度から納められます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	扶養している人の勤務先で行います。	扶養している人の加入年金制度から納められます。

保険料の免除制度

免除の種類	必要なもの
国民年金保険料免除・納付猶予	失業の場合は、雇用保険受給資格者証など
国民年金保険料学生納付特例	学生証の写し(在学証明書も可)など
法定免除(障害年金2級以上の受給者)	年金証書など
法定免除(生活扶助の受給者)	生活保護開始決定通知書など
産前産後免除	出産日、出産予定日がわかるもの(親子健康手帳「母子健康手帳」など)

希望すれば加入できる人

- ①日本国籍を持つ海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間を満たしていない人や、過去に未納期間などがあり満額の老齢基礎年金を受けられない60歳以上65歳未満の人
- ③老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人(ただし、受給資格期間を満たすまで)

国民年金に関する届出

国民年金に関する届出は次のようなものがあります。

こんなとき	必要なもの
会社を退職したとき 配偶者の扶養からはずれたとき	社会保険の資格喪失証明書など
海外へ転出するとき 海外から転入したとき	詳しくはお問い合わせください

国民年金の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族基礎年金などがあります。

年金を請求するとき

年金の種類	手続きをするところ
老齢基礎年金	原則として65歳から受ける年金 ・第1号被保険者期間のみの人⇒市役所 ・1ヶ月でも第3号被保険者期間や厚生年金期間がある人⇒年金事務所
障がい基礎年金	国民年金加入中などに、病やケガで障がい等級に該当する状態になったときに受ける年金 ・初診日が第1号被保険者期間中などにある人⇒市役所 ・初診日が第3号被保険者期間中にある人⇒年金事務所
遺族基礎年金	国民年金加入中などに亡くなったときに遺族(子のある配偶者又は子)が受ける年金 ・死亡日が第1号被保険者期間中にある人⇒市役所 ・死亡日が第3号被保険者期間中などにある人⇒年金事務所
年金生活者支援給付金	一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せする形で支給されるもの ※支給要件があります。 ・年金事務所

※それぞれの年金には受給するための要件があります。

年金事務所の問い合わせ先 → ☎0949-22-0891 FAX:0949-29-3028 (直方年金事務所)